



平成 26 年 11 月 27 日

各 位

会社名 CYBERDYNE 株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 山海 嘉之  
 (コード番号：7779 東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役コーポレート 宇賀 伸二  
 部 門 責 任 者  
 (電話 029-869-9981)

### 新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成26年11月26日開催の取締役会において発行を決議いたしました海外募集による新株式発行及び2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行（以下「本海外募集」といいます。）に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### ①新株式発行

(1) 募集価格（発行価格）	1株につき	金 3,159 円
(2) 募集価格（発行価格）の総額		22,113,000,000 円
(3) 払 込 金 額	1株につき	金 3,018.6 円
(4) 払 込 金 額 の 総 額		21,130,200,000 円
(5) 増加する資本金及び	増加する資本金の額	10,565,100,000 円
資 本 準 備 金 の 額	増加する資本準備金の額	10,565,100,000 円
(6) 払 込 期 日		平成 26 年 12 月 12 日

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、募集価格で募集を行います。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

新株式発行の算定について

イ. 算定基準日及びその価格	平成26年11月26日	3,510円
ロ. ディスカウント率		10%

②2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	3,790円

(ご参考) 転換価額の算定について

転換プレミアム

$[\{(転換価額)/(新株式の募集価格) - 1\} \times 100]$	20%
--	-----

(注) 転換プレミアムは同時に募集する新株式の募集価格を基に算出しております。

2. 社債に関する事項

(1) 払込金額	本社債の額面金額の102.0%
(2) 募集価格 (発行価格)	本社債の額面金額の104.5%

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要について

(1) 社債の総額 200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 発行決議日 平成26年11月26日

(3) 新株予約権の割当日  
及び社債の払込期日 平成26年12月12日

(4) 新株予約権を行使することができる期間 平成26年12月26日から平成29年11月28日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。

但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成29年11月28日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記に関わらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償還期限 平成29年12月12日

(6) 潜在株式による希薄化情報 潜在株式の比率は5.2%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、平成26年11月21日現在の発行済株式総数に本海外募集における新株発行による増加普通株式数7,000,000株を加えた101,638,000株(普通株式及びB種類株式の合計値)で除した数値であります。

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

## 2. 調達資金の使途

本海外募集に係る手取概算額合計414億円について、3年程度以内を目途とした短期的な事業戦略投資資金として、100億円をグローバル展開へ向けた国内外拠点の基盤整備資金に、50億円を医療・介護福祉ロボットや医療機器の生産拡充資金に、また、5年程度以内を目途とした中長期的な開発戦略投資資金として、200億円を革新的な医療機器や医療技術等のサイバニクス国際先進医療開発拠点の整備資金（国家戦略特区に指定されている神奈川県川崎市殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）の土地を取得するために借り入れた短期借入金30億円の返済を含む。）に、残額を最先端の技術や人材の獲得を目的とした資金に順次充当する予定です。

なお、本新株予約権付社債の額面総額200億円について、当社は、本新株予約権付社債の額面総額200億円について、当社は、本新株予約権付社債に係る受託会社であるDB Trustees (Hong Kong) Limited及びエスクローエージェントであるドイツ銀行東京支店との間でエスクロー契約を締結する予定であり、本エスクロー契約に基づき、本新株予約権付社債の額面総額200億円は、払込みと同時にエスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管され、以下の条件を満たした場合に限り、引き出しが可能となります。すなわち、当社の主力製品であるロボットスーツHAL®医療用について、(i)米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）による医療機器承認を取得した場合、又は、(ii)日本国内における厚生労働大臣による薬事法に基づく医療機器製造販売承認を取得した場合に、当社は、その時点でエスクロー口座に保管されている本新株予約権付社債の額面総額の全額を引き出すことが可能となります。なお、本新株予約権付社債が株式に転換された場合には、上記条件を充足していない場合でも、当該本新株予約権付社債の額面に相当する金額について当社は引き出すことが可能となります。

※詳細は、平成26年11月26日付け当社プレスリリース「海外募集による新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

本報道発表文は、当社の新株式発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。